

件名	亀山市火災予防条例の一部を改正する条例	消防本部 予 防 室
----	---------------------	---------------

## 1 制定・改廃の背景と趣旨

近年の電気自動車の普及に伴い、電気自動車用の急速充電設備の設置が進められていること等から、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正（平成24年3月27日公布・12月1日施行）が行われ、対象火気設備等の対象に電気自動車の急速充電設備が追加されました。このことに伴い、本条例について所要の改正を行うものです。

## 2 改正内容

- (1) 急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を定めることに伴い、急速充電設備を変電設備から除外します。 <第17条関係>
- (2) 急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を定めま  
す。 <第17条の2関係>
- (3) 新たに条を加えることに伴う条項の整備を行います。 <第18条関係>

## 3 その他

施行日は、平成24年12月1日とし、施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備については、適用しないこととします。

### <参考>

急速充電設備の基準に関する規定（第17条の2）で用いている専門用語の意味は、次のとおりです。

- ・ 筐体<sup>きやうたい</sup>…機器を収める箱型の容器
- ・ 印加<sup>いんか</sup>…電気回路に電源や別の回路から電圧を与えること。
- ・ 地絡<sup>ちらく</sup>…事故等により電気回線が大地と接触し異常通電した状態
- ・ 油ぼろ<sup>あぶら</sup>…油污れ等を拭き取るウエス、雑巾類